

## 障がいのある人の「働く」をサポートする①

テーマ 制度

### 「就労系障がい者福祉サービスを知る」

障がいのある人の中には、働きたいけど健康上の問題や障がい特性についての不安があり、一般就労で働くことにハードルを高く感じてしまい、一步踏み出せないという人がいます。

そのような人のために、障がい福祉制度の中には、ステップを踏みながら就職できるように、知識や能力の向上を目的としたトレーニングの場や自分に合った職場探しをしてくれる就労支援があります。それでは、代表的な就労系障がい福祉サービスを3つ紹介いたします。

#### ■就労移行支援事業

2年間をめどに、一般企業の就労に必要な知識や能力の向上を目的としたトレーニングを行う場で、実習の提供や、自分の適性に合った職場探しを行います。

#### ■就労継続支援A型事業

一般企業に雇用されることが困難な人であっても、就労継続支援A型事業所と雇用契約を結ぶことで、働きながら知識や能力を向上させ一般就労をめざします。

#### ■就労継続支援B型事業

就労継続支援A型事業所と違って雇用契約を結ばずに仕事を通じて就労訓練などを行います。

厚生労働省「平成30年度平均工賃(賃金)について」によると、平成30年度の工賃(賃金)月額は、就労継続支援A型事業は全国平均で76,887円、また、就労継続支援B型事業は全国平均で16,118円でした。工賃(賃金)には給与、手当、賞与、その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものが含まれています。福祉事業所では工賃(賃金)という名称が一般的です。

就労継続支援A型・B型事業の仕事の内容はさまざまで、内職作業や清掃などの請負、最近では、おしゃれなカフェを経営したり、洗練された木工製品を販売したりと、地域に溶け込みながら良質なサービスや製品を提供する事業所が増えてきました。「えっ？あのお店は福祉事業所だったの？」というように地域の人も気づかずに利用している事業所もたくさんあります。このように、就労継続支援の事業所の多くは、一般企業と変わらないスタイルで働くことによって、知識や能力を向上させて一般就労を目指しているのです。

仕事の提供は事業所によってさまざまなので、事業所を利用する際には、事前に事業所見学を行い、プログラムの内容や事業所の雰囲気や合うか確認したうえで利用契約を結ぶのがよいでしょう。利用契約には、お住まいの市区町村が発行する「受給者証」が必要になりますので、障がい福祉担当の窓口や、地域にある相談支援事業所などに相談をしてください。

※無断転載禁止